

住宅財形預金 商品説明書

商 品 名	住宅財形預金 [複利型]
販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅財形預金取扱契約企業に勤務されている方でご契約時満55歳未満の勤労者の方 ・おひとり一契約で、1金融機関に限ります。
期 間	<ul style="list-style-type: none"> ・積立期間5年以上（年1回以上のお預入が必要です。）
預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> ・給与または賞与からの天引きにてお預入 ・1,000円以上300万円未満 ただし、給与または賞与金額の範囲内 ・1円単位
払出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・自己の居住する住宅の取得もしくは増改築等の費用に限り払出しができません。
利 息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・固定金利（お預入時の店頭表示の利率を適用します。） ・個別の定期預金毎に、満期日に一括して支払います。 ・付利単位を1円とし、1年毎の複利計算。（ただし、年単位とならないお預入日数については、1年を365日とする日割計算による複利計算）
税 金	<ul style="list-style-type: none"> ・年金財形預金と合算で、550万円を限度として非課税とすることができます。上記非課税限度額を超える場合は、その後生ずるお利息について税金がかかります。 ※税金がかかる場合、平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。
手 数 料	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・全額解約のみ可能で一部解約はできません。 ・自己の居住する住宅の取得もしくは増改築等の費用以外で払出される時は、過去5年間にわたるお利息および解約利息について税金がかかります。ただし払戻開始後過去5年間超の場合には、解約利息にのみ課税されます。 ※税金がかかる場合、平成25年1月1日からお受け取りになるお利息には「復興特別所得税」が追加課税されますので20.315%（所得税15.315% 住民税5%）の税金がかかります。 ・個別の定期預金毎の解約が満期日前になる場合は、(別紙 23 ページ)「定期預金の中途解約利率一覧表」の自由金利型「期日指定定期預金」の中途解約利率により1年複利の方法で計算しお支払いします。
金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置 紛争解決措置 について	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、各営業店または営業推進部（9時～17時、電話：0120-160-455）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 <ul style="list-style-type: none"> ・滋賀弁護士会（電話：077-522-2013） ・東京弁護士会（電話：03-3581-0031） ・第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588） ・第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、営業推進部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> ・預金保険制度の対象預金です。 ・預金保険制度により当金庫の本支店に複数の預金がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。

(令和2年8月1日現在)